

【家賃補助金 Q&A】

Q1：この補助金を利用できる条件は何ですか。

A1：平成29年4月1日から新たに民間賃貸住宅に居住地を定め、2年以上定住の意思があることが対象となります。また町税・その他納付金等に滞納がないこと等が条件となります。

Q2：平成29年4月1日以降に契約を更新した場合は、補助金の対象となりますか。

A2：初回の賃貸契約が平成29年4月1日以降であることが要件となりますので、更新の場合は対象となりません。

Q3：補助金の開始はいつからで、支給期間はいつまでですか。

A3：補助金の開始は、交付申請した日の属する月の翌月からとなり、支給期間は12ヶ月です。

Q4：町内のアパートから転居して新たに契約をした場合は、補助金の対象となりますか。

A4：対象者の条件を満たす場合は、対象となります。

Q5：親族が所有する賃貸住宅に居住する場合は、補助金の対象となりますか。

A5：2親等以内の親族が所有する賃貸住宅の場合は対象となりません。

Q6：補助期間中に民間賃貸住宅に転居した場合はどうなりますか。

A6：対象条件を満たす場合は、継続して補助金を受けることができます。なお、その場合は変更申請が必要となります。

Q7：補助金の申請はいつまでに行えばよいですか。

A7：対象条件を満たしたときから、原則1ヶ月以内に申請してください。

※上記は事例の一部です。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

平内町 企画政策課

電話：017-755-2111